

1 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念

平等

私たちは、長い時間をかけて社会のさまざまな不平等をなくす努力を積み重ねてきました。生まれながらにして生涯の生き方が決まってしまうような身分社会の時代もありましたが、今では多くの人が自分の意志や力で生き方を選択できるようになっています。しかしながら、男性・女性の差はどうでしょうか。人として生を受けたにもかかわらず、性別の違いによって生涯の生き方の幅がお互いに狭められていることはないでしょうか。

人は皆、個人として尊重され、法の下に平等であって差別されないという基本的人権について、私たちは、いま一度認識し、思い込みや偏見にとらわれないこころを持つことが大切です。

参画

「参画」は、単なる「参加」ではなく、より積極的に意思決定の過程へ加わるという意味を持ちます。男らしく、女らしくではなく、自分らしく生きるため、これからの社会においては、学校・家庭・地域・職場など私たちの暮らしのあらゆる場面において、男女が対等なパートナーとして意見を出しあい、さらに責任もともに分かちあうことが必要です。

私たちは、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、さまざまな場面で積極的に参画していくことが大切です。

(2) プランの位置づけ

策定の根拠

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するもので、安城市の男女共同参画社会の実現をめざした計画です。

男女共同参画社会基本法 第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

すべての人が取り組むプラン

このプランは、安城市における男女共同参画社会を実現するため、法律に基づき市が策定するものです。市は、このプランに添って、より積極的に取り組みを進めていきます。

しかしながら、男女共同参画社会の実現は、行政職員一人ひとりの心がけや努力、行政サービスの提供のみで達成できるものではありません。このプランは、行政はもちろんのこと、市民・企業・学校など安城市にかかわるすべての人々が主体的に取り組むことをめざしています。

市の関連諸計画との整合性

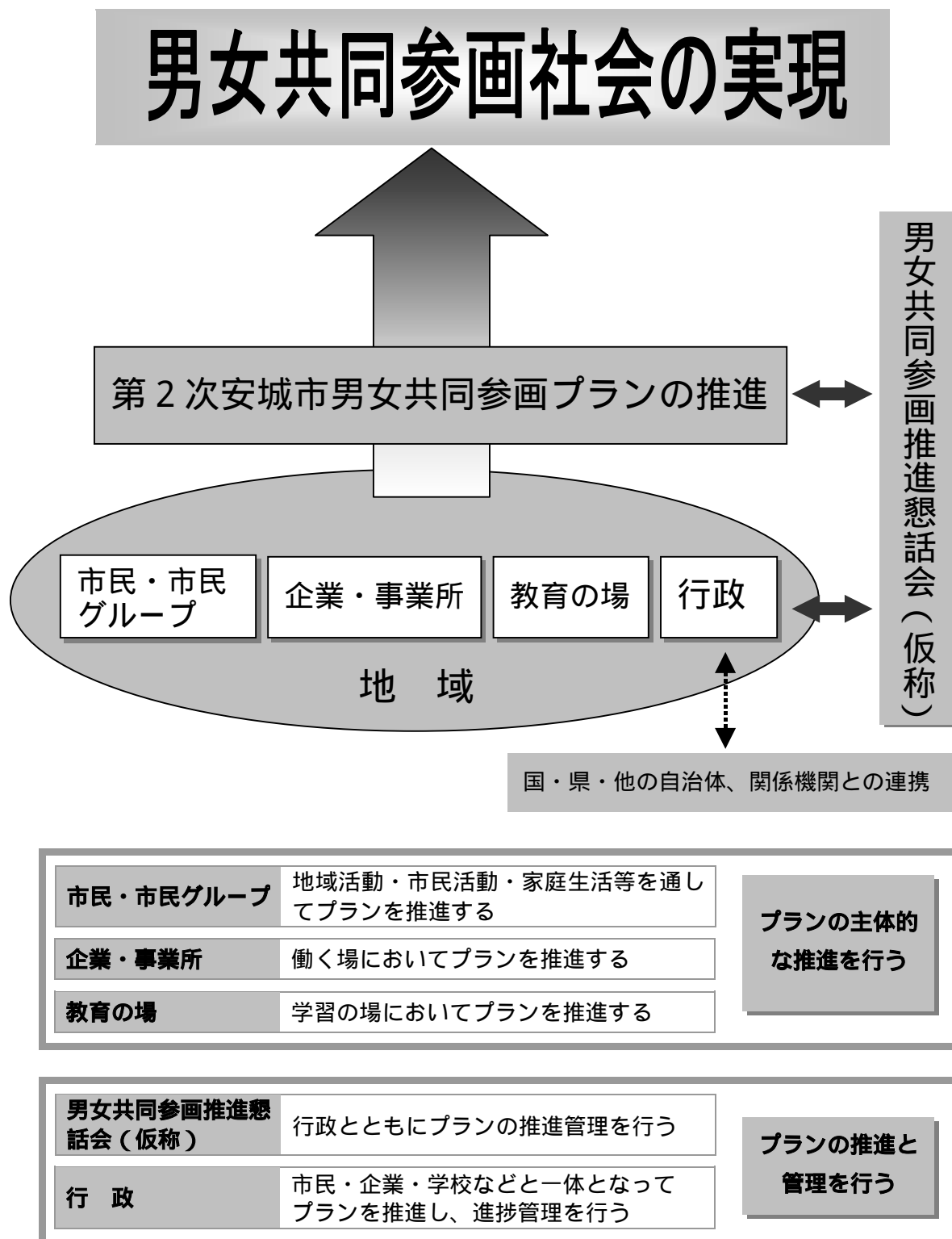
このプランは、行政が行うあらゆる施策を「男女共同参画」の視点で捉え、取り組むための指針となるものです。市の最上位計画である第7次安城市総合計画をはじめ、関連諸計画（安城市地域福祉計画、安城市次世代育成支援行動計画、第2次安城市生涯学習推進計画、健康日本21安城計画など）との整合性を図ります。

(3) プランの期間と進捗管理

プランの期間は、平成18年度から平成24年度までの7年間とします。ただし、3年目（平成20年度）にアンケート調査などにより目標達成状況を調べ、4年目（平成21年度）にかけてプランの具体的施策などの見直しを行います。また、男女共同参画推進懇話会（仮称）を常設し、施策の進捗状況確認や、目標達成について意見をいただくことで、生きたプランとして活用します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
プランの推進							
効果測定							
具体的施策の 見直し							改訂準備
進捗確認	●	●	●	●	●	●	●

(4) プランの推進体制



2 プランの目標と体系

(1) プランの目標

基本理念を踏まえ、このプランでは「男女共同参画社会の実現」を最終目標に、3つの基本目標を設定します。

最終目標

男女共同参画社会の実現

～ みんなが主役 とともに輝く未来を！ ～

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

基本目標

男女平等の意識づくり

～ わたしが気づけば明日が変わる ～

保育・教育、家庭、地域社会といった生活の場において、男女平等の意識づくりを推進します。

基本目標

あらゆる場での共同参画

～ あなたとわたしでともにチャレンジ ～

地域生活や社会生活などのあらゆる場において、男女がともに参画できる環境づくりをめざします。

基本目標

男女の共生と自立・参画を進める環境の整備

～ 一歩ふみだす勇気を応援します ～

男女が互いの人権を尊重するとともに、互いの健康を気づかい、思いやりのこころを持ちながら、ともに助けあい、支えあう社会づくりをめざします。

(2) プランの重点項目

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標のもとに、行動計画を掲げる中で、近年、社会問題となっていることなどを踏まえ、以下の3つの項目について重点的に取り組みます。

重点項目1 男女共同参画に関する啓発

男女共同参画社会を実現するうえで、多くの市民が「男女共同参画」を周知し、理解を深めることが課題となっています。さまざまな手段により情報を発信し、啓発に取り組み、「男女共同参画」の理念の浸透を図ります。

施策の方向性6<行動計画9>

重点項目2 ドメスティック・バイオレンスへの対応

社会問題となっているドメスティック・バイオレンスについて、市民の認識を広めるような啓発を推進し、被害者の早期発見に努め、相談体制を明確にすることで、被害者が孤立することのない環境を整えます。

施策の方向性19<行動計画40、41>

重点項目3 事業体としての市役所における男女共同参画の推進

事業体としての市役所において、率先して男女共同参画意識を広めます。

また、市役所が進める施策や事業に男女共同参画の考えを取り入れることにより、一人ひとりが輝く社会の実現をめざします。

施策の方向性8<行動計画14>

施策の方向性11<行動計画21>

施策の方向性14<行動計画29>